

名護市屋我地島における

特定外来生物

マングース

防除パンフレット



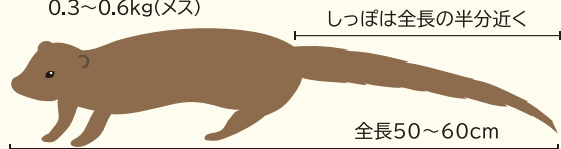
環境省沖縄奄美自然環境事務所提供

マングースってどんな動物？



環境省提供

体重:0.5~1kg(オス)
0.3~0.6kg(メス)



しっぽは全長の半分近く

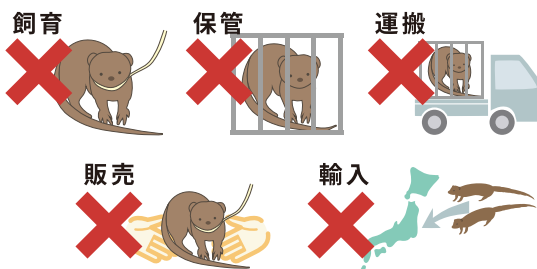
全長50~60cm

フイリマングース

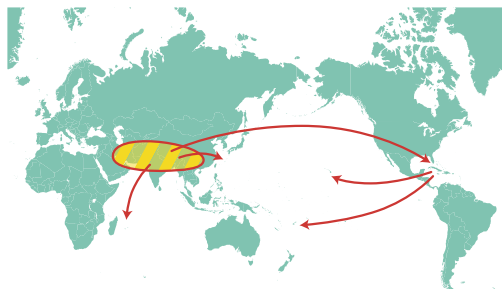
Herpestes auropunctatus

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(外来生物法)に基づく「**特定外来生物**」に指定されており、飼育・保管・運搬・販売・輸入などが原則として禁止されています。

▲ 特定外来生物の禁止事項



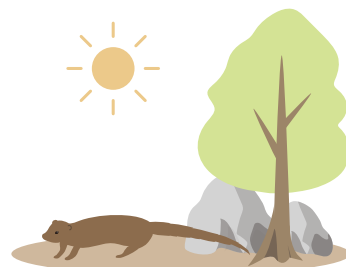
分布



もともと西アジアから東南アジアにかけての広い地域に分布しています。ネズミや毒ヘビの駆除を目的として、1800年代後半にハワイ諸島、フィジー、西インド諸島など熱帯地域を中心に70ほどの島々に持ちこまれました。

生態

- ・ 昼行性で、夜は岩の下や木の根元にある巣穴で休みます。
- ・ 単独性で群れは作りません。
- ・ 行動圏は3~9ha程度。
- ・ ジャンプ力に優れ、80cmほどの柵を飛び越えたり、フェンスによじ登ったりすることもあります。野生下ではあまり木に登りません。
- ・ 寿命は、沖縄島では不明ですが、他の地域では1~3年、長くても5年程度といわれています。



生活史

マングースは、生後180日(半年程度)で性成熟(繁殖できる状態)します。出産は、年に1~2回で、妊娠期間は約49日、1回につき2~3頭が生まれます。

食性

主に昆虫類と爬虫類を食べますが、哺乳類・鳥類・両生類・昆虫・節足動物など多種にわたります。果実などの植物を食べることもあるため、農作物への被害も懸念されます。

防除体制

主体	役割
地域住民	① マングースを目撃したら地域(区)、名護市へ連絡 ② マングースの捕獲
地域(区)	① マングースを目撃したら名護市へ連絡 ② 地域住民からのマングース目撃情報を名護市へ連絡 ③ マングースに関する普及啓発 ④ マングース以外の侵略的外来種に関する普及啓発 ⑤ マングースの捕獲
名護市	① マングースの捕獲 ② モニタリング調査 ③ 筒わなの適正管理及び捕獲個体の適正処理 ④ マングースに関する普及啓発 ⑤ マングース以外の侵略的外来種に関する普及啓発 ⑥ 関係機関(国・県等)との連携

名護市によるマングースの捕獲・モニタリング調査の内容

作業内容	作業手法	具体的内容
マングースの捕獲 モニタリング調査 (捕獲排除) (フェーズ1)	筒わな ヘアトラップ センサーカメラ	○ 重点区域*1 ・作業量:1メッシュあたり、年間4,000TD*2程度かつわな占有率*370%以上(全て筒わな) ・達成目標:一年以上マングースが捕獲されない状態 ○ 重点区域以外 ・作業量:1メッシュあたり、年間2,000TD程度かつ占有率50%以上(筒わな、ヘアトラップ、センサーカメラ) ・達成目標:一年以上生息情報が確認されない状態 ○ 捕獲情報・痕跡情報・目撃情報があつた場合 ・情報があつたメッシュを重点区域に設定し、重点区域レベルの作業を行う
モニタリング調査 (排除確認) (フェーズ2)		・作業量:1メッシュあたり、年間2,000TD程度かつ占有率50%以上(筒わな、ヘアトラップ、センサーカメラ) ・達成目標:一年以上、屋我地島全域において生息情報が確認されない状態

***1:重点区域**

屋我地大橋及びワルミ大橋付近で、マングースの捕獲・痕跡・目撃情報を複数確認した範囲

***2:TD(Trap Days)**

捕獲圧の指標となる捕獲努力量のこと(TD=わな数(個)×わな稼働日数(日))

***3:占有率**

わな・トラップ等をどれだけ均一かつ網羅的に設置しているかを示す指標となるもの
三次メッシュ(1km²)内に占めるわなの有効範囲(半径100m)の割合(%)を表す



環境省提供

外来種とは？

“外来種”とは、もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物のことを指します。

“外来種”には、国外由来の外来種(海外から日本に持ち込まれた生物)と、国内由来の外来種(日本国内の別の地域から持ち込まれた生物)があります。

日本の野外に生息・生育する外来種は、約2,000種にもなります。明治以降、人間の移動や物流が活発になり、多くの動物や植物がペットや展示用、食用、研究などの目的で輸入されています。一方、荷物や乗り物などに紛れ込んだり、付着して持ち込まれたものも多くあります。

※渡り鳥、海流によって移動してくる魚や植物の種などは、自然の力で移動するものなので外来種には当たりません。



侵略的外来種とは？

外来種の中で、地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれのあるものを、特に“侵略的外来種”といいます。

“侵略的”というと、何か恐ろしい・悪い生き物？と思われるがちですが、本来の生息地ではごく普通の生き物として生活していたものですので、その生き物自体が恐ろしいとか悪いというわけではありません。たまたま、導入された場所の条件が、大きな影響を引き起こす要因を持っていたに過ぎません。

外来種被害予防三原則

外来種によっては、生態系への影響(捕食・競合・遺伝的かく乱など)、人の生命・身体への影響(有毒種にかまれる・刺されるなど)、農林水産業への影響(農林水産物を食べる、畑を踏み荒らすなど)を及ぼすものもあります。

外来種による被害を予防するために、下記の“外来種被害防止三原則”に基づく、適切な対応とご理解・ご協力をお願いいたします。

外来種被害防止三原則

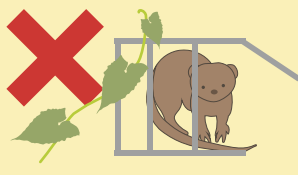
1. 入れない

悪影響を及ぼすおそれのある外来種を自然分布域から非分布域へ「入れない」



2. 捨てない

飼養・栽培している外来種を適切に管理し、「捨てない」(逃がさない・放さない・逸出させないことを含む)。



3. 拡げない

既に野外にいる外来種を他地域に「拡げない」(増やさないことを含む)。



主な侵略的外来種（動物・植物）

見つけた場合は**危険**なため名護市環境対策課へ連絡してください。



特定外来生物

タイワンスジオ（学名 *Elaphe taeniura friesi*）

- ・無毒だが、国内最大級のヘビ（最大2.7m）。
- ・大型哺乳類や鳥類も捕食できるため、在来種や生態系への影響が大きい。
- ・体色の地色は黄色またはオリーブ色。眼の後ろと尾の側部に明瞭な長い黒条が走る。
- ・主に昼行性で、あらゆる環境に生息。

環境省提供



特定外来生物

タイワンハブ（学名 *Protobothrops murosquamatus*）

- ・主に夜行性で、在来種のハブと同様に有毒（毒はハブの1.1～1.2倍）、人への吹傷被害も確認されている。
- ・頭部はやや細長い三角形で、体色は、茶～褐色の地色に暗褐色の楕円形の斑紋が並ぶ。在来種のハブの一般的な体色は薄黄色の地に黒色のまだら模様であるため、容易に見分けられる。
- ・ハブより産卵数が多く（1.5倍程度）、繁殖力が強い。
- ・今後、屋我地島に定着するおそれが高い。

環境省提供

屋我地島では確認されていないため、
見つけた場合は名護市環境
対策課へ連絡してください。



特定外来生物

グリーンアノール（学名 *Anolis carolinensis*）

- ・鮮やかな緑色のトカゲ。目の周囲はアイシャドーを塗ったように青く、オスは赤い大きなど袋を持っている。
- ・昼行性で主に林縁部の樹上に生息。公園の街路樹や民家の庭のわずかな緑地などでも生息できる。
- ・春から夏にかけて、7～20日間隔で産卵し続けるため繁殖力が強い。
- ・頭部が大きいのでセミ類など大型の昆虫も捕食する。餌をめぐる競合や、希少昆虫類等を食することによる生態系への影響が懸念される。

特定外来生物のため、土地所有者または管理者が見つけた場合は、
その場で駆除して適正に処理する必要があります。防除方法①を参照。



特定外来生物

環境省提供

ナガエツルノゲイトウ（学名 *Alternanthera philoxeroides*）

- ・水辺の湿った環境に生える多年草。茎の長さは1m以上になり、ほふくした基部から数多く分枝し、発根する。
- ・小さな茎や葉の断片からも再生するため繁殖力が旺盛である。特に、日当たりの良い肥沃な条件下では急激に増殖する。
- ・畑を覆いつくし、農作物にも大きな被害を及ぼす可能性がある。



特定外来生物

※名護市では、令和3年に「名護市ツルヒヨドリ防除実施計画」を策定し、地域ぐるみのツルヒヨドリ防除対策を積極的に進めています。

ツルヒヨドリ（学名 *Mikania micrantha*）

- ・Mile-a-minute weed（1分で1マイル広がる雑草）とも呼ばれ、猛烈な勢いで広がることが知られている。
- ・さまざまな環境に侵入・定着し、非常に旺盛な繁殖力で、他の植物が生育できないほど繁殖するため、生態系や農業への影響が懸念されている。折れた茎からも再生する。
- ・農用地、造成地、草木の不法投棄箇所などで多くみられることから、“人の移動”に伴って生育域を拡大していると考えられる。

特定外来生物のため、土地所有者
または管理者が見つけた場合は、その
場で駆除して適正に処理する必要が
あります。



特定外来生物

シロアゴガエル（学名 *Polypedates leucomystax*）

- ・上あご周辺は白く縁取られており、体は比較的細長い。指先には吸盤があって木に登る。
- ・夜行性であらゆる環境に生息。ギー、グイッと単発的に鳴く。
- ・春から秋の繁殖期には、泡状の卵塊（メレンゲ状でクリーム色）を作る。
- ・卵塊には400個程度の卵が含まれており、産卵後は4日程度でふ化する。なお、繁殖期間中に複数回繰り返し産卵することから、驚異的なスピードで繁殖する。

土地所有者または管理者が見つけた場合は、その場で駆除して適正な
処理をお願いします。防除方法②を参照。



モミジバビルガオ（学名 *Ipomoea cairica*）

- ・観賞用として栽培されたが、逸脱して野生化している。
- ・空き地や土手、やぶ地、林縁などに生育する多年生草本。
- ・繁殖力が非常に旺盛で、他の植物を覆うように繁茂するため、生態系への影響が懸念されている。

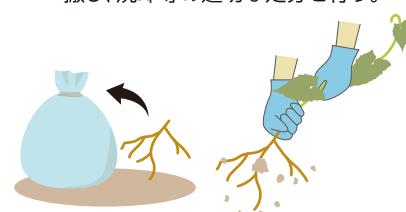


アメリカハマグルマ（学名 *Sphagneticola trilobata*）

- ・法面などの緑化用として県内各地に導入され、公園、農耕地、河川等のさまざまな環境に侵入・定着している。
- ・繁殖力が非常に旺盛で、他の植物が生育できないほど繁殖するため、生態系への影響が懸念されている。
- ・葉の表面には剛毛が生えておりザラザラしている。4cmほどの黄色い花が咲き、つる状にほふくして接地部から根を出して伸び、長さ3～5mになる。

防除方法

- ① 手作業で株全体を根から丁寧に引き抜く。野外に放置せず、逸出しないようビニール袋等に入れる。処分方法については名護市環境対策課までお問合せ下さい。
- ② 手作業で株全体を根から丁寧に引き抜く。野外に放置せず、逸出しないようビニール袋等に入れて運搬し、焼却等の適切な処分を行う。



ネコも侵略的外来種だった！？

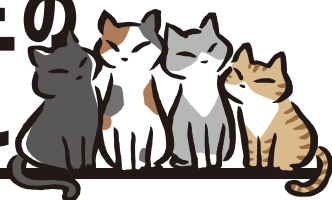
[コラム]猫の適正飼育について

ノネコ(野生化したネコ)は、「世界の侵略的外来種ワースト100」に選ばれています。一般にネコと称されるイエネコは、中東原産のリビアヤマネコを家畜化したものとされ、古来よりネズミを捕獲させる目的で飼い慣らされてきた動物ですが、現在では代表的なペットとして飼われています。

ネコは肉食性哺乳類であり、野生化したノネコによる野生生物の捕食が生態系への悪影響を引き起こすことが世界中で起こっており、特に沖縄県と同じような島嶼域においては希少種や固有種への大きな被害が報告されています。沖縄島北部地域(国頭村、大宜味村、東村)においても、希少かつ固有なヤンバルクイナやオキナワトゲネズミ等の捕食被害が知られています。そのため、ネコを飼育する際には、適正な飼育に責任を負う者として、ネコの生態や習性等を理解し、愛情を持って家族の一員・地域社会の一員として取り扱うことが大切です。



飼い主の心構え



1. 終生飼育をしましょう。

①飼っている動物を捨てることは犯罪です。

「動物の愛護及び管理に関する法律」では、動物を捨てる行為には罰則が規定されています。

②捨てられた動物の行く末を考えて下さい。

子猫は暑さや寒さで衰弱し、空腹で死んでいくのが現実です。成猫もなわばり主の猫に攻撃され、衰弱して感染症にかかったり、交通事故にあうなどの悲惨な末路をたどります。

③近隣住民にも迷惑がかかります。

ごみを荒らす、ふん尿で汚す、夜中の鳴き声、道路への飛び出しなど、近隣住民にも迷惑がかかります。

④自然に還すは大間違い(生態系への悪影響)。

長く人と一緒に暮らしてきた猫は、性質も身体も人と共に暮らすように変化していて、猫が帰るべき自然は存在しません。猫が希少動物を捕食することもあるため、野に放つことは、猫を危険にさらすだけではなく、自然環境を破壊する身勝手な行為といえます。

2. 不妊去勢手術を行いましょう

①望まない繁殖予防

猫はとても繁殖力が強いので、繁殖を望まない場合や生まれてくる全ての命に責任を持っていない場合は、必ず不妊去勢手術を行い、飼い主のいない不幸な猫の繁殖を防いでください。



②問題行動の抑制

性ホルモンが減り、攻撃性、放浪、興奮、尿によるマーキングなどの問題行動を防ぐためにも有効です。

③生殖器に関係する病気の予防

生殖器の病気予防、交尾による感染症予防、性ホルモンの働きによって起こる病気の発症率が低くなります。

3. 所有者明示(身元表示)を行いましょう

飼い主情報記載の首輪、迷子札、マイクロチップ装着等を行うことで、万一飼い猫が逃げ出したり、災害時に行方不明になったとき、発見される可能性が高くなります。また、所有者明示は飼い猫の行動に責任を持つ意味でも必要です。

4. 屋内飼育をしましょう。

世界的にも猫は屋内飼育が推奨されています。屋内飼育は、生態系被害の予防に繋がります。

また、交通事故、猫同士での病気の感染・ケンカ、迷子などの危険から猫自身を守ることができます。さらに、鳴き声やふん尿で近隣に迷惑をかけることもなく、望まない繁殖もなくなり、飼い主のいない猫を増やす心配もありません。

飼い主が環境を整えることで、猫は屋内で十分に暮らせませす。

5. トイレのしつけを行いましょう。

トイレのしつけを行うことで、公共の場所や他人の土地にふん尿をして迷惑をかけることもありません。

6. 感染症をはじめとした、猫の健康管理に気をつけましょう。

猫にも、人と同じようにさまざまな病気があります。猫の健康状態を確認するために、定期的な健康診断と予防接種を行うことが大切です。かかりつけの動物病院を決め、相談できるようにしておくことが重要です。

7. 人と動物の共通感染症について知識を習得しましょう。

人と動物の共通感染症(猫引っかかり病、トキソプラズマ症等)とは、動物から人へ、人から動物へお互いに感染する病気のことです。世界では200種類以上が確認されており、そのうち約60種類が日本国内で発生しています。猫の場合は、一般的な衛生対策を守ればほとんどの病気は予防できます。

※一般的な衛生対策

- ・口移しや同じ食器で食べ物を与えない。
- ・口づけなど過剰な接触をしない
- ・猫を触った後と飲食の前には手を洗う。
- ・排泄物はすぐに片付け、処理の後には手を洗う。
- ・猫の健康と衛生的な飼育環境を保つ。

